

土地建物実地調査要領

平成19年6月

沖縄県土地家屋調査士会

那覇地方法務局

目 次

第1章	総 則	
第1条	趣旨	2
第2条	目的	2
第3条	実地調査の要否等の判断	2
第4条	実地調査の実施方法	3
第5条	実地調査の代行	3
第6条	実地調査の承認	3
第7条	身分証明書の携行	3
第8条	調査日時の設定と通知	3
第9条	添付情報	3
第10条	所有権証明情報	3
第11条	登記原因及びその日付の調査	4
第12条	調査報告書等の添付	4
第2章	実地調査の手續	
第1節	総 則	
第13条	事前調査	4
第14条	関係官公署との連絡	4
第15条	実地調査の方法	4
第16条	担当官調査書の作成	5
第17条	実地調査完了後の措置	5
第18条	実地調査拒否に対する措置	5
第2節	土地の表示に関する登記	
第19条	実地調査の要否の例示	5
第20条	所在、地番の調査	6
第21条	地目の認定	6
第22条	筆界の確認	6
第23条	境界標等の調査	7
第24条	立会証明書等の添付	7
第25条	所有者の確認	7
第26条	農地の地目変更の取扱い	7
第27条	分割測量	8
第28条	分筆の調査	9
第29条	合筆の調査	9
第30条	地図等及び地積測量図の訂正の調査	9
第3節	建物の表示に関する登記	
第31条	実地調査の要否の例示	9
第32条	建物の認定	10

第33条	区分建物の認定	10
第34条	所在等の調査	11
第35条	所在の変更・更正の調査	11
第36条	種類の調査	11
第37条	構造等の調査	11
第38条	新築・増築の調査等	11
第39条	床面積の調査	12
第40条	区分建物の調査	12
第41条	合体の調査	12
第42条	所有者の確認	12
第43条	滅失等の調査	12
第44条	不存在の調査	12
第45条	建物所在図、建物図面及び各階平面図の訂正の調査	12
第3章	その他の手続	
第46条	取下げ又は却下の場合における担当官調査書の取扱い	13
第47条	不正事件に係る報告	13
附則		13
別表第1	添付情報等一覧表	
(1)	土地の表題に関する登記	14
(2)	建物の表題に関する登記	17
別表第2	所有権証明情報の添付基準	
(1)	土地	19
(2)	建物	19
(3)	添付要領	20
別表第3	地目の認定基準	21
別表第4	境界標の調査基準	22
別表第5	建物の主たる用途と建物の種類	23
別表第6	建物の主たる部分の構成材料と建物の構造	27
別表第7	屋根の構成材料と屋根の種類による区分	29
附録第1号様式	不動産等実地調査出張簿	31
附録第2号様式	実地調査予定通知書	32
附録第3号様式	土地実地調査書	34
附録第4号様式	建物実地調査書	36
附録第5号様式	建物実地調査書(合体用継続用紙)	38
附録第6号様式	建物実地調査書(区分継続用紙)	39
附録第7号様式	担当官調査書(土地)	40
附録第8号様式	担当官調査書(建物)	41
附録第9号様式	立会証明書	42
附録第10号様式	農地の転用事実に関する照会書	43
附録第11号様式	土地の地目の認定について	44

附録第12号様式	不正事件について(報告)	45
附録第13号様式	不正事件について(報告)	46